マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします

2025年12月2日に従来の健康保険証が完全廃止となりますので、できる限り速やかにマイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）での受診に切り替えていただきますようお願いします。
また、マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況が分からない場合は、今のうちにご自身や被扶養者の登録状況を確認し、未登録の場合は健康保険証利用登録をお願いします。

【マイナンバーカードの健康保険証利用登録の確認方法について】

マイナンバーカードとマイナポータルアプリに対応しているスマートフォンがあればマイナポータルアプリで簡単に確認ができます。

マイナポータルにログインして確認する方法
（ログイン時に確認したい方のマイナンバーカードが必要です）

ios

Android

QRコードが読み取れない場合は「マイナポータル」で検索してログインしてください

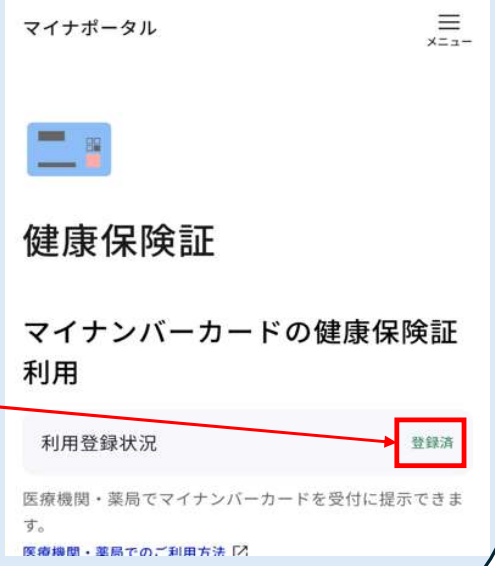

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況の確認ができない場合は、
当組合・適用課（078-360-8615）へご連絡ください。

◆被保険者等の記号番号を事前にお知らせいただくとご案内がスムーズに行えます。
◆当組合の加入者からの問い合わせに限ります。

【マイナンバーカードの健康保険証利用登録が未登録の場合について】

マイナーポータルで簡単に手続きができます。また、医療機関・薬局に設置してある顔認証付きカードリーダー、セブン銀行ATMでも手続きができます。

詳しくはコチラ⇒

健康保険証の利用登録を行うには、正しいマイナンバーを事業所経由※[1]で当組合にご提出いただくことが必要です。
マイナンバーをお勤め先に提出されていない方は、速やかにお勤め先へマイナンバーのご提出※[2]をお願いいたします。

※[1] 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、令和５年６月１日より、資格取得届及び被扶養者異動届について、マイナンバー（個人番号）の記載が義務となりました。この届出は事業主が行うため、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるとされています。

※[2] **マイナンバーの届出方法については、お勤め先の健康保険窓口にお問い合わせください。**

川崎重工業健康保険組合